

延長支援加算に関する届出書

1 事業所名	○○○○○
2 サービス種別	① 児童発達支援 ② 放課後等デイサービス ③ ①・②の多機能
2-2 サービス種別の詳細	① 主として重症心身障害児を通わせる事業所 ② 共生型サービス ③ 基準該当サービス ④ その他
3 運営規程上の営業時間	( 8 ) 時間
4 延長支援時間帯に職員を2以上配置しているか	①あり ②なし

通常の児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所は「④その他」の区分になります

★基準該当サービスとは  
障害者総合支援法上、認められないが、過疎地域等で一定基準を満たし、市町に登録・申請している事業所

- 備考1 「サービス種別の詳細」欄で①・②・③に該当する場合には、「運営規程上の営業時間」が8時間以上である必要があります。
- 2 「サービス種別の詳細」欄で④に該当する場合(※)には、「運営規程上の営業時間」が6時間以上である必要があります。  
※放課後等デイサービス事業所については、学校休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合